

「湊町リバープレイスの持続可能な運営に資する改修・修繕方針等の検討業務」

委託事業者選定会議開催要綱

(目的)

第1条 「湊町リバープレイスの持続可能な運営に資する改修・修繕方針等の検討業務」委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）は、公募型プロポーザル方式により、同検討業務の委託事業者（以下「委託事業者」という。）を選定するにあたり、有識者等から意見を聴取するために開催する。

(聴取事項)

第2条 選定会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 募集要項の応募資格、選定基準及び選定方法に関する事
- (2) 企画提案の審査、委託事業者の選定に関する事
- (3) その他委託事業者の選定に関する事

(選定会議の委員)

第3条 選定会議の委員（以下「選定委員」という。）は、外部委員3名（学識経験者、民間の委員等）により構成する。

2 選定委員は市長が委嘱する。

(座長)

第4条 選定会議の座長は、選定委員の互選により定める。

- 2 座長は、選定会議を代表し、議事を進行する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する選定委員がその職務を代行する。

(開催期間)

第5条 選定会議を開催できる期間は、委託事業者との契約締結日までとする。

(選定会議の運営)

第6条 選定会議の招集は、都市整備局長（以下「局長」という。）が行う。

- 2 局長は、第2条の意見聴取にあたり、選定委員に対して、選定会議に際し必要な事前作業を行わせることができる。
- 3 局長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 4 局長は、やむを得ない理由があるときは、同一の事項について各選定委員に個別に意見を聴くことで選定会議の開催に代えることができる。
- 5 選定会議は、非公開とする。
- 6 選定会議の庶務を行う事務局を、都市整備局市街地整備部区画整理課に設置する。

(ウェブ会議の方法による選定会議の開催等)

第7条 座長が必要と認めるときは、選定会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、選定委員及び関係者の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、選定委員及び関係者は、座長の承認を得て、ウェブ会議の方法で選定会議に参加することができる。この場合において、当該選定委員及び当該関係者は、ウェブ会議の方法による選定会議への参加をもって選定会議に出席したとみなすものとする。

(選定委員の義務)

第8条 選定委員は、選定会議により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。選定委員を退いた後もまた同様とする。ただし、本市が公表した情報については、この限りでない。

2 選定委員は、選定会議で意見を聴取する事項に関して利害関係が生じるおそれがある場合は、その旨を局長に申し出なければならない。この場合、当該選定委員は、利害関係が生じるおそれのある事項に関して意見を述べることはできない。

3 選定委員は、委託事業者との契約締結日までの間に、不正行為目的の故意の接触があった場合は、局長に通報するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の開催に際し必要な事項は局長が定める。

附則

1 この要綱は、令和8年6月29日から施行する。

2 この要綱は、委託事業者との契約締結日をもってその効力を失う。